

○平成二十五年総務省告示第三百二十三号（総務大臣が別に告示する無線設備を定める件）の一部を改正する告示案 新旧対照表 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
一 設備規則第十四条の二第二項の総務大臣が別に告示する同一の筐体に収められた他の無線設備は、次のとおりとする。 〔1～8 略〕 9 五・二GHz帯高出力データ通信システムの陸上移動局に使用するための無線設備 〔二 略〕	一 〔同上〕 〔1～8 略〕 〔新設〕 〔二 同上〕